

再生資源集団回収報償金 交付制度 手引書

令和4年4月1日更新

- 集団回収について
- 再生資源集団回収報償金交付制度とは
- 報償金交付制度の実施手順

〒573-1162
枚方市田口5丁目1-1
枚方市 循環型社会推進室
ごみ減量推進課
(穂谷川清掃工場内)
電話 849-5374
FAX 848-1821

集団回収について

☆集団回収とは

私たちがなにげなく出している一般ごみの中に、現在、紙や布類が約 30%も含まれています。この紙や布類は、昔から廃品回収と言うかたちでリサイクルされてきました。

しかし、廃品回収業界は、市場の低迷、人手不足と言った厳しい環境に置かれているため、回収業者が一軒一軒、家庭を回って資源ごみを回収する従来の方法では、時間と手間がかかり、そのため回収コストが高くなることから、大量に、短時間で手間をかけずに回収できる効率的なシステムが必要となってきました。

その最も有効なシステムとして、同じ地域に住む人たちが、回収品目、日時、場所を決めて資源ごみを大量に集め、回収業者に売り渡す方法が集団回収です。

☆集団回収のメリット

1. 資源の有効利用に役立ち、資源ごみの売却金により団体の活動資金が増えます。
2. みんなの参加で地域・団体のコミュニケーションづくりができ、連帯感が強まります。
3. ものを大切に作る心とごみに対する認識が向上し、子どもの環境教育の場になります。
4. ごみの減量化により処理経費が軽減されます。
5. 事前にPRを十分する事で、短時間に資源ごみを大量に回収できるので、資源回収をスムーズに行う事が出来ます。

☆集団回収のチェックポイント

①まずみんなで相談しましょう


実施の方法及び収益金や報償金の活用方法を話し合い、みんなの理解のもとにすすめましょう。役割分担をはっきりと決め、回覧版、チラシ、掲示板等を利用し、回収成果の早期報告や多くの人の参加を呼びかけて下さい。

②回収日は「毎月〇日」とか「第〇日曜日」と決めて定期的実施して下さい。

③効率よく少ない回収場所に来るだけ多くの量を集める事が大切です。

④資源回収業者の選定については、実施団体で信頼のおける業者を選んでください。

⑤古紙・古布・アルミ缶等は、次のように分類して出して下さい

品 目		例	分別の方法	注意（出してはいけないもの）
古紙類	新聞紙	新聞紙	ヒモで十文字にしぼる	ビニール・セロハン紙・カーボン紙・感熱紙・油紙・ビニール加工やポリエチレン加工した紙、アルミ箔・金属類やプラスチック類等はいれなくてください。（混ぜると資源になりません） 紙パック（飲料用）については  マークがついているものを出してください
	雑誌・雑がみ	単行本・週刊誌・雑誌・チラシ・紙製容器包装（紙箱・包装紙・紙袋など）	・大きさをそろえて、ヒモで十文字にしぼる ・紙袋でまとめる	
	段ボール	みかん箱などの段ボール類	平たくのばしてまとめてヒモでしぼる	
	紙パック（飲料用）	牛乳パック等		
古布類	衣服等の古着類・カーテン等の布きれ	透明のビニール袋に入れるかヒモでしぼる	綿・布団・裁断くず・カーペット等はいれなくてください	
アルミ缶	アルミ缶（飲料用のみ）	透明のビニール袋に入れる	アルミ缶以外の物はいれなくてください	

（注意）上記の分類は一般的なものですので、取引先の資源回収業者によって異なる場合がありますので必ず確認して下さい。

アルミ缶だけを回収される場合は、報償金の対象とはなりませんので、ご注意ください。

集団回収報償金交付制度とは

この制度の目的は、子ども会・自治会・管理組合等の団体が自主的に行う集団回収に対し、報償金を交付する事により、ごみの減量及び資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する意識の向上をめざすものです。

○報償金の交付を受けるには、「再生資源集団回収 登録申込書」に必要事項を記入し、団体登録を行ってください。ただし、登録を受けた日の属する半期以後に実施した集団回収が対象となります。

○団体登録をするには次のような条件があります。

1. 市内の子ども会、自治会、管理組合等の営利を目的としない団体である事。

(注) 事業所、商店等の団体はこの制度は受けられません。

2. 半期において定期的に3回(2ヵ月に一回)以上集団回収を行う団体である事。

(注) アルミ缶だけの回収の場合は、報償金の対象とはなりません

期 別	報償金交付の対象となる集団回収の実施時期
上半期	1 月 から 6 月 までの 期 間
下半期	7 月 から 1 2 月 までの 期 間

○再生資源集団回収報償金交付制度の対象品目は、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パックその他再利用可能な紙類・古布類・アルミ缶です。

○報償金は、資源回収業者に売却した量に対して、1キログラムあたり4円を乗じた額を交付します。ただし、100円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てになります。

○報償金を受け取るには、交付申込手続きを上半期は7月、下半期は1月に行なってください。その後、提出された申込書類を審査、確認した上で報償金を指定口座へ振込みます。

報償金交付制度の実施手順

登録の申込

「再生資源集団回収登録申込書」に、必要事項を記入し、団体登録をしていただきます。後日「枚方市再生資源集団回収仕切伝票」（以下「仕切伝票」と言います。）等をお渡しします。

- 登録受付期間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時
- 登録受付場所 循環型社会推進室 ごみ減量推進課
〒573-1162 枚方市田口5-1-1
電話 (072) 849-5374

集団回収

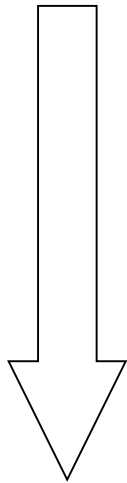
集団回収を実施した際には、回収日ごとに資源回収業者が買い取った証明を記入した「仕切伝票」（実施団体用・市役所提出用）と荷受先業者（問屋）が発行する「計量証明書」を必ず受け取ってください。

「仕切伝票」は3枚複写になっています。回収した資源物重量を回収業者に記入していただき、下記のとおり保管をしてください。

- ◆ 実施団体用 … 実施団体で保管しておいてください。
- ◆ 回収業者用 … 資源回収業者に渡してください。
- ◆ 市役所提出用 … 下欄に荷受け先業者（問屋）をもらって、報償金申込の際に他の添付書類と共に市役所へ提出してください。

※ これらの書類は報償金交付申込の際に必要なので、紛失しないよう大切に保管してください。

交付申込



報償金の交付申込の手続きについては、6月上旬と12月上旬に登録団体の代表者あてに、申込手続きの案内文と「再生資源集団回収報償金交付申込書」等、必要書類を送付しますので、案内文に記載されている期日までに交付申込手続きを済ませてください。

申込方法／必要書類を一式そろえて、循環型社会推進室 ごみ減量推進課に持参、または、郵送で申し込んでください。

必要書類／①再生資源集団回収報償金交付申込書
②再生資源集団回収実施明細書
③再生資源集団回収報償金口座振替依頼書
④仕切伝票貼付用紙（仕切伝票(市役所提出用)を貼り付けて提出）
⑤計量伝票貼付用紙（計量証明書を貼り付けて提出）
⑥変更届（団体の代表者、回収業者、その他登録事項に変更があった場合のみ）

期 別	交付対象月	申込月	振込日（予定）
上半期	1月～6月回収分	7月	9月下旬頃
下半期	7月～12月回収分	1月	3月下旬頃

注意事項 申込書類に不備がある場合、また、不正や不相当と認められる事実があった場合、報償金を交付できない場合がありますので充分ご注意ください。

（例）

- 必要書類の添付が正しくなされていない場合
- 仕切伝票に団体名、資源回収業社名及び、荷受け先問屋名がない場合
- 仕切伝票の各品目の数量記入欄に、品目ごとの数量や単価が記載されていない場合(合計しか記入されていない場合を含む)
- 計量証明書を紛失した場合、回収業者に証明の再発行をしていただくか、再発行が無理な場合は、写しに原本と相違ない旨を証明していただいで添付してください。写しのみでは報償金の対象とはなりませんのでご注意ください。
- 提出書類の記載訂正については、訂正箇所を二重線で訂正していただき、余白部分に記載訂正してください。